

志學館大学衛生委員会規程

(設 置)

第1条 志學館大学に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第18条の規定に基づき、志學館大学衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議又は実施する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) その他職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 事務局長
 - (2) 衛生管理者
 - (3) 産業医
 - (4) 総務課長
 - (5) 学務課保健室職員
 - (6) 各学部及び事務局の職員のそれぞれ過半数から推薦を受けた者 各1名
- 2 前項第6号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の委員に欠員が生じたときに補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、委員会を毎月1回以上開催するようにしなければならない。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。
- 6 議事は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長が決する。
- 7 委員長が必要と認めるときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、総務課で処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年7月30日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年11月29日から施行する。